

## 山梨市空き工場等情報登録制度「空き工場・空き事業用地バンク」設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内における空き物件を減少させ、商工業を活発化させるとともに、雇用の創出を後押しし、もって地域全体の活性化を図ることを目的とし、山梨市空き工場等情報登録制度「空き工場・空き事業用地バンク」(以下「空き工場・空き事業用地バンク」という。)について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「空き工場等」 個人又は法人が所有し、現に使用していない市内に存在する工場、倉庫及び事業用地で、過去に使用されていた建物及びその敷地並びに空き地をいう。
- (2) 「所有者等」 空き工場等の所有権により当該空き工場等の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 「空き工場・空き事業用地バンク」 空き工場等の売買、賃貸等を希望するその所有者等から申込みを受けた情報を、空き工場等において商工業等を行うことを目的に利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)に対し、紹介を行うシステムをいう。

### (適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き工場・空き事業用地バンク以外による空き工場等の取引を妨げるものではない。

### (空き工場等の登録申込み等)

第4条 空き工場・空き事業用地バンクによる空き工場等に関する登録を受けようとする所有者等は、「空き工場・空き事業用地バンク」登録申込書(様式第1号)及び「空き工場・空き事業用地バンク」登録カード(様式第2号。以下「登録カード」という。)を市長に提出しなければならない。

2 所有者以外が前項の規定による登録の申し込みを行うときは、「空き工場・空き事業用地バンク」登録申請用委任状(様式第3号。以下「委任状」という。)も提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認し、当該物件が次の各号のすべてに該当するときには、空き工場・空き事業用地バンク登録台帳に登録しなければならない。

- (1) 所有者の全員が登録に関する承諾をしていること。
- (2) 空き工場等の売買及び賃貸を生業としていない者の所有であること。
- (3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行う、又は行う恐れのある組織の構成員等の所有でないこと。
- (4) 当該空き工場等が不動産競売にかけられた状態ではないこと。
- (5) 所有者が空き工場・空き事業用地バンクの趣旨を理解し、賛同していること。

(6) 事業用地については、概ね 1,000 平方メートル以上の宅地もしくは雑種地で、接道するものとする。

4 前項に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるときは、別に登録の要件を定めることができるものとする。

5 市長は、第 3 項の規定による登録をしたときは、「空き工場・空き事業用地バンク」登録完了書（様式第 4 号）を当該申込者に通知するものとする。

6 市長は、第 3 項の規定による登録をしていない空き工場等で、空き工場・空き事業用地バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

（空き工場等に係る登録事項の変更の届出）

第 5 条 前条第 5 項の規定による登録完了書の通知を受けた申込者（以下「登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、「空き工場・空き事業用地バンク」登録変更届書（様式第 5 号）に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

（空き工場・空き事業用地バンクの登録の取消し）

第 6 条 市長は、空き工場等が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該空き工場等の登録を空き工場・空き事業用地バンク登録台帳から削除するものとする。

(1) 当該空き工場等に係る所有権その他の権利に異動があったとき。

(2) 登録から 2 年を経過したとき。ただし、登録から 2 年を経過したものについては、改めて登録申込みを行うことにより、再登録することができるものとし、再登録を行った場合は、この限りでない。

(3) 「空き工場・空き事業用地バンク」取消し願い書（様式第 6 号）の届出があったとき。

(4) その他空き工場・空き事業用地バンク登録台帳に登録されていることが不相当であるとき。

2 市長は、前項の規定による削除をしたときは、「空き工場・空き事業用地バンク」取消し通知書（様式第 7 号）を登録者に通知するものとする。

（情報提供及び利用登録）

第 7 条 市長は、必要に応じて、登録者の登録された必要な情報を利用希望者に提供するものとする。

2 利用希望者は、前項の規定による情報の提供を受けようとするときは、「空き工場・空き事業用地バンク」利用登録申込書（様式第 8 号）により市長に申し込むものとする。

3 市長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容を確認し、利用希望者が、次の各号のすべてに該当するときは、空き工場・空き事業用地バンク利用登録台帳に登録するものとする。

(1) 空き工場・空き事業用地バンクの趣旨を理解した上、工業または商業の用として空き工場等を活用し、地域の活性化に寄与できる者。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業等

を営もうとする者は除く。

- (2) 空き工場等の転売及び転貸を目的としない者
- (3) 公序良俗に反さず活動を行う者
- (4) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行う、又は行う恐れのある組織の構成員ではない者
- (5) 政治性及び宗教性のある事業を行う団体ではない者
- (6) 空き工場等登録者と良好な関係を築ける者

4 前項に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるときは、別に登録の要件を定めることができるものとする。

5 市長は、第 3 項の規定による登録をしたときは、「空き工場・空き事業用地バンク」利用登録完了書（様式第 9 号）により当該利用希望者に通知するものとする。

（利用登録に係る登録事項の変更の届出）

第 8 条 前条第 5 項の規定による登録の通知を受けた利用希望者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、「空き工場・空き事業用地バンク」利用登録変更届書（様式第 10 号）を市長に届け出なければならない。

（利用登録者の登録の取消し）

第 9 条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当したときは、空き工場・空き事業用地バンクの利用登録を削除するとともに、「空き工場・空き事業用地バンク」利用登録取消し通知書（様式第 11 号）を当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 第 7 条第 3 項に規定する要件を欠くものと認められるとき。
- (2) 空き工場等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあると認められたとき。
- (3) 申込内容に虚偽があったとき。
- (4) 空き工場・空き事業用地バンク利用登録の取消しの届出があったとき。
- (5) 利用登録から 2 年を経過したとき。ただし、登録から 2 年を経過したものについては、改めて登録申込みを行うことにより再登録できるものとし、再登録した場合は、この限りでない。
- (6) その他市長が適当でないと認めたとき。

（空き工場・空き事業用地バンク利用の申込み及び通知）

第 10 条 空き工場・空き事業用地バンクを利用しようとする利用登録者は、「空き工場・空き事業用地バンク」利用申込書（様式第 12 号）及び誓約書（様式第 13 号）に希望物件の番号（第 4 条の規定により登録された登録番号をいう。）を記入し、市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定により申込みのあった場合で、適当であると認めた場合、当該希望物件の登録者へその旨を通知するものとする。この場合において、当該登録者の代理として第 4 条第 2 項に規定する委任状を提出した者があるときは、その者に対しても同様とする。

3 前項の通知を受けた登録者又は登録者の代理として第 4 条第 2 項に規定する委任状を提出した者は、遅滞なく当該利用登録者へ回答し、市長へその回答内容を報告する

ものとする。

(登録者と利用希望者の交渉等)

第 11 条 市長は、情報提供のみをおこなうものであり、登録者と利用希望者との空き工場等に関する交渉、売買及び賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとし、物件の確認及び契約等において生じた問題や損害等について一切責任を負わないものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。